

平成29年度第1回こうち男女共同参画会議 委員ご意見への回答について

	委員	ご意見等	回答・検討結果	現状・課題対応等	所管課
1	竹内委員	目標値である県立学校教職員の育児休業等について、管理職員の人事評価において「ワーク・ライフ・バランスの視点を加えた人事評価の実施」とあるが、視点とはどのような内容で、どのような方法で評価され、どう加点されているか。 ※構わない範囲、可能な範囲でお聞きしたい。	「ワークライフバランスの視点」については、高知県公立学校職員の人事評価における管理職員の「能力目標」の要素「職員指導育成」のうち「管理・運営能力」の「求められる水準」に、平成28年度から「ワークライフバランスの視点」を追加した。	「ワークライフバランスの視点」とは、例えば職員が退校しやすい、あるいは、休暇等を利用しやすい職場環境づくりを行っているのかといったものが考えられるが、管理・運営能力、調整力、育成指導力の3つの能力について、評価期間内の行動事実に基づき考課を行っており、総合的に評価を実施している。	教職員・福利課
2	太田委員	モニタリング指標にある男女間の賃金格差について、この数値はどこ(企業、産業等)を対象に、どのような調査方法で集計したものか。	数値は厚生労働省が行った平成28年度「賃金構造基本統計調査」によるもの。主要16大産業(※)の10人以上の常用労働者を雇用する事業所について、抽出の上、調査されている。調査は、労働局等の職員が調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収する方法で実施されている。 <small>※16大産業・・・鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)</small>	—	雇用労働政策課

	委員	ご意見等	確認した内容	現状・課題対応等	所管課
確認事項1	松尾委員	子どもには父親が必要であるという考え方に基づいて、離婚後の親子が面会する権利を認める法案が国において議論されていると聞く。 このような法律ができると、DVの被害者と加害者が話し合い、また面会しなければならないことになる。 県において、この法案の状況等について情報収集をしていないか。	前回会議後、内閣府男女共同参画局に聞き取りした内容は以下のとおり。 (※ただし、内閣府は当該法案の所管省庁ではなく、あくまで内閣府が聞き取り収集した情報) ・昨年12月までは、親子断絶防止議員連盟の中で、議論がなされていた。 ・その過程で、DV被害者支援団体からも意見を聞くべきではないか、との話が出た。 ・これを受けて、議連はDV被害者支援団から意見聴取を行っている。 ・今年に入ってから、断絶防止法についての議論はなされていない。 ・今後の議論の方向性は、現時点では不明。	—	—